

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [日本国憲法](#) | [日本国憲法を知ろう \(条文解説\)](#) 第7章 財政 (8)
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[社会保障](#)[労使トラブル法律相談Q&A](#)[労働関係法](#)[経営全般](#)[人間関係とコミュニケーション](#)[ライフプラン](#)[男女共同参画](#)[公務員関係法](#)[日朝の歴史](#)[7つの習慣](#)[中東の歴史](#)[ボランティア活動](#)[環境活動](#)[社会貢献活動](#)[自己啓発](#)[生涯学習](#)[外交・防衛問題](#)[資本論](#)[教育カリキュラム](#)[日本国憲法](#)

日本国憲法を知ろう (条文解説) 第7章 財政 (8)

日本国憲法第九十条 【 決算検査、会計検査院 】

国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

② 会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

概要説明

国の決算（歳入・歳出）は、会計検査院が独自に調査し、その会計検査院が毎年作成した報告書と一緒に、内閣は次の年度に国会に報告します。国会はそれをもとに、決算の内容におかしなところがないかチェックします。

語句説明

①決算・・・金銭の収入・支出の総計算。ここでは、国の一会計年度において、実際に納められた歳入と、実際の歳出とを、予算や実績と比べて作成する総合的な表示。

②会計検査院・・・国、公団、公社の決算を確認することをおもな任務とする、内閣から独立した機関。三人の検査官が構成する検査官会議と事務局とで組織される。

会計検査院について

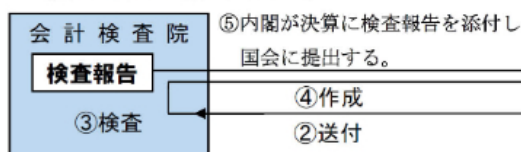
会計検査院とは、国のお金が無駄なく有効に使用されているかをチェックする内閣から独立した憲法上の機関で、会計検査院の職員（検査官）は、内閣が作成した決算に対し、違法性がないかなどを検査します。

尚、独立性を保障するため、会計検査法によって会計検査に関する規則制定を保障し（会計検査院法第38条）、検査官に裁判官に準ずる身分保障を与えています（会計検査院法第8条）。

決算と検査報告が国会に提出される手続

①②内閣が決算を作成し、会計検査院に送付する。

③④会計検査院が決算を検査し、確認した上で検査報告を添付し内閣に回付する。

[PDF版](#)

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🔍 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE 【ワーカーズ・ライブラリー】

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.